

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則

(平成22.7.15変更)

(昭和53.5.1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、清算・決済規程第17条第2項の規定に基づき、売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。

(平成5.4.1、14.4.1、15.1.14、16.2.2、22.7.15変更)

第2条 削 除 (平成14.2.4、15.1.14、22.7.15変更)

第3条 削 除 (平成15.1.14変更)

(代用有価証券の種類及び代用価格)

第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。) 100分の70

(2) 国債証券(物価連動国債(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債をいう。以下同じ。))にあってはクリアリング機構が清算対象取引とするものに限る。) 100分の95

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の85

(4) 特別の法律により法人の発行する債券
政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの 100分の90
その他のもの 100分の85

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券(社債券(外国法人により発行されるものを含む。))のうち、それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の85

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下

同じ。)であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

(8) 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(10) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を公表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。)

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を公表するもの

一般社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

3 第1項第2号から第9号まで(第7号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(平成4.7.20、5.4.1、7.5.1、10.12.1、12.2.1、12.4.27、12.8.7、12.11.30、13.4.1、14.2.4、14.4.1、14.8.5、15.1.14、15.4.1、16.2.2、16.12.13、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.1.5、25.1.4、26.7.22、27.10.13、30.5.1変更)

(端数金額の調整)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する株券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
- (2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
- (平成5.4.1追加、13.4.1、14.2.4、14.4.1、16.2.2、16.12.13変更)

第5条 削除 (平成5.4.1、11.11.10、14.2.4、14.4.1、15.1.14、19.9.30、21.1.5変更)

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
- (2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
- (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき
- 2 前項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。
- (平成4.7.20、5.4.1、7.1.4、7.5.1、13.4.1、14.2.4、14.4.1、16.12.13、18.5.1、19.9.30、22.7.15変更)

付 則

この改正規定は、昭和60年12月2日から施行する。ただし、第4条第1項第13号の改正規定、同条第2項第5号の改正規定及び同条第3項の改正規定中同条第2項第5号に係る部分の改正規定は、昭和61年3月3日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正規定は、昭和62年2月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行し、この改正規定施行の日前に合併期日が到来した合併に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成12年8月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法

律第97号)の施行の日から施行する。

(注)「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日」は、平成12年11月30日

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。
- 2 正会員は、平成13年12月28日までに、この改正規定施行の際現に本券により本所に売買証拠金の代用有価証券として差し入れている転換社債券の返戻を受けるものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。ただし、この改正規定施行の前日に発行日取引を開始した銘柄については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年8月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に預託する場合における当該有価証券の時価は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

(注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第4条第1項第9号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の第4条第1項第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

(変更)

[昭和60.12.2、61.3.3、61.11.1、62.2.9、平成4.7.20、5.4.1、7.1.4、7.5.1、10.12.1、11.11.10、12.2.1、12.4.27、12.8.7、12.11.30、13.4.1、13.11.26、14.2.4、14.4.1、14.6.17、14.8.5、15.1.14、15.1.27、15.4.1、16.2.2、16.12.13、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.1.5、22.7.15、25.1.4、26.7.22、27.10.13、30.5.1]